

議案第107号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月30日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

令和3年1月から石岡市公正職務審査会を設置することに伴い、当該委員等の報酬額等を定めるため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中政治倫理審査会の委員の項を次のように改める。

公正職務審査会	常任委員	日額	15,000	副市長
	臨時委員	日額	10,000	副市長
公益通報外部相談員		日額	15,000	副市長

附 則

この条例は、令和3年1月16日から施行する。